

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	1 運用に係る事項	
1	「電子メール等による縦覧」の「等」は何を意味するのか。電子メール以外のどのような縦覧方法、及び申請方法を想定しているのか。	縦覧方法については、電子メールに縦覧の対象となる資料の電子ファイルを添付して送付する方法のほか、ファイル共有サービス（インターネットを通じてファイルの送受信を行うことができるウェブサービス。以下同じ。）を利用する方法を想定しています。 申請方法については、必要事項を記載した電子メールを当局に送付いただく方法のほか、当局のウェブサイトに掲載する申請フォームに必要事項を入力し、送信していただく方法を想定しています。
2	「電子メール等で報告書の縦覧に係る申請を受け付けた場合」とは、「電子メール又はそれ以外の方法で行った、縦覧に係る申請」を受け付けた場合を意味するのか。その場合、電子メール以外のどのような申請方法が想定されるのか。	申請方法については、No.1 の回答をご参照ください。
3	「電子メール等による縦覧」とあるが、「等」は電子メール以外での申請もできるということか。できるなら、例示の記載をお願いしたい。	縦覧方法については、No.1 の回答をご参照ください。

4	<p>「報告書を電子メール等で送付する」について、「報告書を電子メールで送付する」とは「報告書の電子ファイルを電子メールに添付して、申請者が指定するメールアドレスに宛てて送信する」ことを意味するの か。また、「電子メール等」の「等」は何を意味するの か。電子メール以外の報告書の送付方法を想定しているの か。</p>	<p>縦覧方法については、No.1 の回答をご参照ください。</p>
5	<p>「報告書の送付を希望するメールアドレス」とは、報告書を電子メールで送付するために必要だとして記載を求めるの か。その場合、「電子メール「等」による縦覧」としているが、実際には報告書を電子メールで送付する以外の縦覧方法は認めないの か。申請者はメールアドレスを記載しなければ申請を受理されず、メールアドレスを記載することにより報告書を電子メールで受領する方法を強制されるの か。</p>	<p>縦覧方法については、No.1 の回答をご参照ください。ファイル共有サービスを利用して縦覧を行う場合、記載いただいたメールアドレスに当該電子ファイルの受け取りに必要な情報を送付します。従って、メールアドレスを記載いただけない場合、当局では縦覧の対応が困難であると考えます。</p>
6	<p>電子メール等で送付するとあるが、「等」とあるため、電子メール以外での送付を想定していると思われるが、その想定している送付方法を教えていただきたい。また、電子メール以外の方法で送付を希望する場合でも、送信を希望するメールアドレスの記載が必要か。</p>	<p>縦覧方法については、No.1 の回答をご参照ください。また、メールアドレスの記載については、No.5 の回答をご参照ください。</p>
7	<p>縦覧に係る申請の送信元メールアドレスと異なるメールアドレスへの送付を希望することは可能か。</p>	<p>縦覧に係る申請の送信元メールアドレスと、書類の送付先メールアドレスは異なっても差し支えないと考えております。</p>
8	<p>電子メール等による縦覧の場合、登録簿は PDF ファイルでの送付になるの か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>送付される登録簿の電子媒体には、パスワードが付されるの か。</p>	<p>ファイルの編集について制限することを想定しています。</p>

10	<p>送付されたファイルに有効期限や発行日等、期限の定めが記載されるのか。また、送信された電子メールにおいて転送等の制限は無いと理解してよいか。</p>	<p>当局に備え置いている書類と同様の資料を送付するため、発行日、有効期限等の記載は行いません。また、転送等の制限はありませんが、事実を誤認させるような編集・加工・流用・第三者提供、改ざん等の行為は厳にお控えください。</p>
11	<p>主要行指針Ⅷ-4-2-7-2(1)②イ. からチ. までの項目は、申請者が個人であることを想定しているように思われるが、法人からの申請は想定しないのか。</p>	<p>法人の場合であっても、申請する方の情報を記載いただくことを想定しております。</p>
12	<p>銀行法の規定により報告書は公衆の縦覧に供することとされていることから、広く国民が報告書を縦覧するにあたっては、その目的を問われることなく縦覧できるとすべき。別紙様式として新設される申請書の書式も含め、縦覧の目的の記載を求めべきではない。(既存の申請書についても同様。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。運用にあたっては制度趣旨に十分留意いたします。</p>
13	<p>「当局の指示に従わない場合」とは、どのような場合を想定しているのか。主要行指針において、改正前のⅧ-4-2-7-2(3)及び改正案Ⅷ-4-2-7-2(2)④では「上記〇〇その他当局の指示に従わない者」は縦覧を拒否されるとされており、縦覧を拒否される場合についてある程度予見可能性があるが、単に「当局の指示に従わない場合」とするのでは、拒否の予見可能性が全く期待できない。</p>	<p>「当局の指示に従わない場合」とは、申請の記載事項に不備があり、縦覧の対象となる資料の特定ができない場合等に、当局から申請者に内容の確認を行ってもご対応いただけない場合を想定しております。</p>
14	<p>登録簿の送付拒否事由として、「当局の指示に従わない場合」とあるが、電子メールでの申請における当局の指示に従わない場合とは、具体的に何を指すのか例示して欲しい。</p>	<p>No.13 の回答をご参照ください。</p>

15	登録簿に異動があった場合、整理等がされられると思われるが、古い登録簿を保有している者は異動状況が不明である。そこで、例えば、月1回申請しても良いのか。	申請の回数に制限はございませんが、登録簿の整理等の都合から、送付までに時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
16	情報収集といった安易な理由でも登録簿の送付は可能か。	ご指摘の場合であっても、縦覧を妨げられるものではありません。
17	電子メールでの申請時、氏名、住所の記載を要するが、本人確認の手段がないため、海外からの申請や偽名を使っての申請であっても、送信希望メールアドレスに登録簿の送付はされるのか。	本人確認は行いませんが、申請内容に不備若しくは不明な点がある場合には、申請者へ内容の確認等を行うことがあります。
2 貸金業者登録簿関係		
18	<p>現在よりも登録簿に記載された情報が容易に閲覧可能になることにより、個人情報や不正な目的で利用されるおそれがある情報が容易に入手可能になることが懸念される（フィッシング詐欺等での悪用等）。このため、メール等による閲覧請求に関しては、個人情報やメールアドレス等の不正の目的で利用されるおそれがある情報について閲覧を制限することを検討いただきたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業務取扱主任者の氏名、性別、店舗の場所 ・貸金業者が広告・勧誘で使用しているURL・メールアドレス 	法令に基づき閲覧項目として定められている項目については、電子メール等による閲覧の運用に際しても、当局に備え置いている書類と同様に閲覧に供することといたします。
3 その他		
19	申請により、送付を受けた登録簿は、公衆の縦覧に供することが前提であるため、ネット上の掲示板等へ転載されることを想定しての今回の改正と受け取って良いか。	ご指摘のとおり、今回の対応により、従来の往訪縦覧と比較して、申請者以外の者が縦覧することが容易となります。よって、一部項目については、特に個人のプライバシー保護上、重大な問題が生じうると考えられるため、個人の住所等を縦覧対象から除外する法令改正を別途実施しました。

20	<p>担当者がマニュアルでメールを処理し、回答するのであれば、デジタル化とは言えない。</p> <p>ウェブサイトやアプリで、即座に必要な情報を閲覧できるシステムを作るべき。</p> <p>本件は、それまでの暫定的な対応と理解するが、その後、どのようなシステムをつくるつもりなのか、見通しを教えてください。</p> <p>仮にそのようなものがないのであれば、本件は手間をかける割に利用者のメリットが少なく、反対。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。今後の申請件数等を踏まえ、運用の改善を図ってまいります。</p>
21	<p>パブリックコメントの対象に環境依存文字が含まれているにも関わらず、環境依存文字を含む意見はインターネット上では提出できないというのは不合理な制限に思われる。今回の意見提出ではワードファイル等のファイル提出方式も採用されていない。インターネットの意見の提出方法について改善をお願いしたい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
22	<p>インサイダー取引を行った金融業者に厳罰を下すことや、インサイダー取引防止のための監督指針を作成するべき。</p>	<p>インサイダー取引は証券市場の公正性・健全性を損なうものであることから、金融商品取引法により禁止されており、これに違反した場合には、刑事罰や課徴金が課されることとなります。</p> <p>また、監督指針では、金融機関におけるインサイダー取引防止のための措置等を当局が確認することとしています。</p>